

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、クレーンオペレーターとして就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、本来〇人で行うべき枕木の積降作業を請求人が1人で行ったため腰を痛めた（以下「本件災害」という。）という。請求人は、同日、C整骨院に受診し、「腰部捻挫」と診断され、同月〇日、D病院に受診し、「腰痛症」（以下これらを併せて「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病は約〇kgの枕木を1人で大量に積み降ろす作業をしたために発症したものであり、業務上の事由によるものであると主張する。しかしながら、請求人は、本件災害の当日、同人が腰を痛めたとする時間以降も作業を継続し、本件災害の翌日もクレーン操作の業務を行っていることからみて、顕著に腰を痛めたとは判断できない。

D医師は、請求人の症状について、要旨「本件傷病は、受傷があったとしても骨傷のない軟部組織のみの損傷であり、急性症状が受傷後〇～〇週間程度の期間で消失するのが通常であるのに、歩行困難などの症状が受傷後〇週間が経過しても持続しており、本件傷病が一撃の災害によるものとは認められない。さらに、請求人は〇年ほど前から肩、首、腰に不調があるときに整骨院に受診しており、腰部X線像や診療録に照らしても、以前からの腰痛は機能的な症候であり、病的なものではないと判断されるので、今回の腰部捻挫で既存の状態を悪化させたとは認められない。」との意見を述べている。確かに、請求人は、本件災害発生日の前月である平成〇年〇月に、腰部捻挫等でC整骨院を受診している事実があり、当審査会としても同医師の意見は妥当であると判断する。

以上から、本件傷病は、本件災害により腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症若しくは基礎疾患を著しく増悪させたものであるとは医学的に認めることはできず、本件傷病が業務上の事由によるものであると判断することはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。